

第一級アマチュア無線技士「法規」試験問題

25問 2時間

A - 1 次の記述は、電波法に規定する定義を掲げたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

- 「電波」とは、□A以下の周波数の電磁波をいう。
 「無線電信」とは、電波を利用して、符号を送り、又は受けるための通信設備をいう。
 「無線電話」とは、電波を利用して、音声その他の音響を送り、又は受けるための通信設備をいう。
 「無線設備」とは、無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための□Bをいう。
 「無線局」とは、無線設備及び□Cの総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。
 「無線従事者」とは、無線設備の操作又は□Dを行う者であって、総務大臣の免許を受けたものをいう。

A	B	C	D
1 300万メガヘルツ	電氣的設備	無線設備の操作を行う者	その監督
2 300万メガヘルツ	通信設備	無線従事者	その管理
3 300万ギガヘルツ	電氣的設備	無線設備の操作の監督を行う者	その監督
4 300万ギガヘルツ	通信設備	無線設備の操作を行う者	その管理

A - 2 無線局の予備免許を受けた者が、工事落成の期限経過後2週間以内に工事が落成した旨の届出をしないときは、総務大臣によりどの措置がとられるか、電波法の規定により正しいものを下の番号から選べ。

- 6箇月間無線局の免許が与えられない。
- 工事落成の期限の延長を申請するよう指示される。
- 無線局の免許を拒否される。
- 速やかに当該工事を落成するよう指示される。
- 新たに無線局の免許を申請するよう指示される。

A - 3 次の記述は、変更検査について電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

第17条第1項の規定により□Aの変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務大臣の検査を受け、当該変更又は工事の結果が同条同項の許可の内容に適合していると認められた後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

の検査は、の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備について第24条の2第1項又は第24条の13第1項の登録を受けた者（「登録点検事業者」又は「登録外国点検事業者」のことをいう。）が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る□Bを記載した書類を総務大臣に提出した場合においては、□Cを省略することができる。

A	B	C
1 通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所	検査の結果	その一部
2 通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所	点検の結果	当該検査
3 無線設備の設置場所	検査の結果	当該検査
4 無線設備の設置場所	点検の結果	その一部

A - 4 次の記述は、申請による周波数等の指定の変更に関する電波法の規定について述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

総務大臣は、免許人又は第8条の予備免許を受けた者が□A又は運用許容時間の指定の変更を申請した場合において、□Bと認めるときは、その指定を変更することができる。

A	B
1 電波の型式、周波数、空中線電力	電波の規整その他公益上必要がある
2 無線設備の設置場所、周波数、空中線電力	電波の規整その他公益上必要がある
3 識別信号、周波数、空中線電力	混信の除去その他特に必要がある
4 識別信号、電波の型式、周波数	変更を必要とする理由が妥当である
5 識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力	混信の除去その他特に必要がある

A - 5 次の記述は、アマチュア局における周波数測定装置の備付けについて電波法及び電波法施行規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

アマチュア局の送信設備であって、総務省令で定めるものには、その誤差が使用周波数の許容偏差の□A以下である周波数測定装置を備え付けなければならない。

の総務省令で定める送信設備は、次に掲げる送信設備以外のものとする。

- (1) □B 周波数の電波を利用するもの
- (2) 空中線電力 □C 以下のもの
- (3) 送信設備から発射される電波の □D を 0.025 パーセント以内の誤差で測定することにより、その電波の占有する周波数帯幅が、当該無線局が動作することを許される周波数帯内にあることを確認することができる装置を備え付けているもの

	A	B	C	D
1	2分の1	26.175MHz 以下の	50 ワット	割当周波数
2	2分の1	26.175MHz を超える	10 ワット	特性周波数
3	4分の1	30MHz を超える	10 ワット	割当周波数
4	4分の1	30MHz 以下の	50 ワット	特性周波数

A - 6 次の記述は、高圧電気に対する安全施設について電波法施行規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。ただし、□内の同じ記号は、同じ字句を示す。

送信設備の空中線、給電線若しくはカウンターポイズであって高圧電気（高周波若しくは交流の電圧 □A 又は直流の電圧 750 ボルトを超える電気をいう。）を通ずるものは、その高さが人の歩行その他起居する平面から □B 以上のものでなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) □B に満たない高さの部分が、人体に容易に触れない構造である場合又は人体が容易に □C 位置にある場合
- (2) 移動局であって、その移動体の構造上困難であり、かつ、□D 以外の者が出入りしない場所にある場合

	A	B	C	D
1	300 ボルト	2.5 メートル	触れない	無線従事者
2	300 ボルト	3 メートル	接近できない	取扱者
3	350 ボルト	2.5 メートル	接近できない	無線従事者
4	350 ボルト	3 メートル	触れない	取扱者

A - 7 次の表は、上欄に電波の型式を、下欄にその電波の型式を使用するアマチュア局の送信設備（規格電力をもって空中線電力を表示するものを除く。）のそれぞれの空中線電力の表示を、電波法施行規則の規定に沿って掲げたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

電波の型式	A 1 A	A 3 E	J 3 E	F 2 A	F 3 E
空中線電力の表示	□A 電力	平均電力	□B 電力	□C 電力	平均電力

	A	B	C
1	尖頭 <small>せん</small>	平均	平均
2	尖頭 <small>せん</small>	尖頭 <small>せん</small>	平均
3	平均	尖頭 <small>せん</small>	尖頭 <small>せん</small>
4	平均	平均	尖頭 <small>せん</small>

A - 8 次の記述は、水晶発振回路に使用する水晶発振子について無線設備規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

水晶発振回路に使用する水晶発振子は、□A をその許容偏差内に維持するため、発振周波数が □B により又は □C によりあらかじめ試験を行って決定されているものであること。

	A	B	C
1	占有周波数帯幅	当該送信装置の水晶発振回路	その精度を確かめる試験機器
2	占有周波数帯幅	周波数逡倍回路	これと同一の条件の回路
3	周波数	当該送信装置の水晶発振回路	これと同一の条件の回路
4	周波数	周波数逡倍回路	その精度を確かめる試験機器

A - 9 次の記述は、無線局の免許状の記載事項の遵守について電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。ただし、□内の同じ記号は、同じ字句を示す。

無線局を運用する場合においては、□Aは、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、□Bについては、この限りでない。

無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次に定めるところによらなければならない。ただし、□Bについては、この限りでない。

- (1) 免許状に記載されたものの範囲内であること。
- (2) 通信を行うため必要最小のものであること。

又は□Cの規定に違反して無線局を運用した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

A	B	C
1 無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数	遭難通信	の(1)
2 無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数	非常の場合の無線通信	の(2)
3 無線設備、識別信号、電波の型式及び周波数	遭難通信	
4 無線設備、識別信号、電波の型式及び周波数	非常の場合の無線通信	の(1)

A - 10 無線局は、モールス無線電信の機器の試験又は調整のため電波の発射を必要とするときは、電波を発射する前にどうしなければならないか、無線局運用規則の規定により正しいものを下の番号から選べ。

- 1 擬似空中線回路を使用して発射しようとする電波の質をあらかじめ確かめておかななければならない。
- 2 発射しようとする電波の空中線電力が最も適当な値となるように送信機の出力を調整しなければならない。
- 3 発射しようとする電波の周波数をあらかじめ測定しておかななければならない。
- 4 自局の発射しようとする電波の周波数に隣接する周波数において他の無線局が重要な通信を行っていないことを確かめなければならない。
- 5 自局の発射しようとする電波の周波数及びその他必要と認める周波数によって聴守し、他の無線局の通信に混信を与えないことを確かめなければならない。

A - 11 次の記述は、モールス無線電信の通信中において、混信の防止その他の必要により使用電波の型式又は周波数の変更の要求を受けた無線局が、これに応じようとするときにとらなければならない措置について無線局運用規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

「□A」を送信し（通信状態等により必要と認めるときは、「□B」及び変更によって使用しようとする周波数（又は電波の型式及び周波数）を続いて送信する。）直ちに周波数（又は電波の型式及び周波数）を変更しなければならない。

A	B
1 K	Q S W
2 K	Q S X
3 R	Q S U
4 R	Q S W
5 R	Q S X

A - 12 次の記述は、無線通信を妨害した者に対する罰則について電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

□Aの用に供する無線局の無線設備又は人命若しくは財産の保護、□B、気象業務、□C若しくは鉄道事業に係る列車の運行の業務の用に供する無線設備を損壊し、又はこれに物品を接触し、その他その無線設備の機能に障害を与えて無線通信を妨害した者は、5年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処する。

の未遂罪は、罰する。

A	B	C
1 電気通信業務又は放送の業務	災害の防止	ガス事業に係るガスの供給の業務
2 電気通信業務又は放送の業務	治安の維持	電気事業に係る電気の供給の業務
3 電気通信業務	環境の保全	電気事業に係る電気の供給の業務
4 電気通信業務	治安の維持	ガス事業に係るガスの供給の業務

A - 13 次の記述は、電波の発射の停止について電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。ただし、□内の同じ記号は、同じ字句を示す。

総務大臣は、無線局の発射する□Aが総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して□B電波の発射の停止を命ずることができる。

総務大臣は、の命令を受けた無線局からその発射する□Aが総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたときは、その無線局に□Cさせなければならない。

総務大臣は、の規定により発射する□Aが総務省令で定めるものに適合しているときは、直ちに□Dしなければならない。

	A	B	C	D
1	電波の強度	臨時に	職員を派遣し検査	その旨を通知
2	電波の強度	3箇月以内の期間を定めて	電波を試験的に発射	の停止を解除
3	電波の質	臨時に	職員を派遣し検査	その旨を通知
4	電波の質	3箇月以内の期間を定めて	職員を派遣し検査	の停止を解除
5	電波の質	臨時に	電波を試験的に発射	の停止を解除

A - 14 次の記述は、総務大臣への報告について電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

無線局の免許人は、次に掲げる場合は、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。

- (1) 遭難通信、緊急通信、安全通信又は□Aを行ったとき。
- (2) 電波法又は□Bの規定に違反して運用した無線局を認めるとき。
- (3) 無線局が外国において、あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされたとき。

総務大臣は、無線通信の秩序の維持その他無線局の適正な運用を確保するため必要があると認めるときは、免許人に対し、□Cに関し報告を求めることができる。

	A	B	C
1	非常通信	電波法に基づく命令	無線局
2	非常通信	電気通信事業法	電波監理上必要な事項
3	非常の場合の無線通信	電波法に基づく命令	電波監理上必要な事項
4	非常の場合の無線通信	電気通信事業法	無線局

A - 15 次の記述は、免許を要しない無線局及び受信設備に対する監督について電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

総務大臣は、第4条ただし書の規定による免許を要しない無線局(以下「免許を要しない無線局」という。)の無線設備が発する電波又は受信設備が副次的に発する□Aが他の無線設備の機能に□B障害を与えるときは、その設備の所有者又は占有者に対し、その障害を除去するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

総務大臣は、免許を要しない無線局の無線設備について又は放送の受信を目的とする□Cについて の措置をとるべきことを命じた場合において特に必要があると認めるときは、その職員を当該設備のある場所に派遣し、その設備を□Dさせることができる。

	A	B	C	D
1	電波	継続的かつ重大な	受信設備	検査
2	電波	重大な	受信設備以外の受信設備	撤去
3	電波若しくは高周波電流	継続的かつ重大な	受信設備以外の受信設備	検査
4	電波若しくは高周波電流	重大な	受信設備	撤去

A - 16 次の記述は、無線従事者の免許の欠格事由について電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。ただし、□内の同じ記号は、同じ字句を示す。

次のいずれかに該当する者に対しては、無線従事者の免許を与えないことができる。

- (1) 第9章(罰則)の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から□Aを経過しない者
- (2) 第79条(無線従事者の免許の取消し等)第1項第1号(電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときのことをいう。)又は第2号(不正な手段により免許を受けたときのことをいう。)の規定により無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から□Aを経過しない者
- (3) □B欠陥があつて無線従事者たるに適しない者

	A	B
1	2年	心身に
2	2年	著しく心身に
3	3年	心身に
4	3年	著しく心身に

A - 17 次に掲げる周波数帯のうち、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の周波数分配表において、アマチュア業務に分配されている周波数帯を下の番号から選べ。

- 1 14,350kHz ~ 14,450kHz
- 2 18,168kHz ~ 18,268kHz
- 3 18,268kHz ~ 18,618kHz
- 4 21,000kHz ~ 21,450kHz
- 5 21,450kHz ~ 21,850kHz

A - 18 次の記述のうち、局の技術特性として国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則に規定されていないものを下の番号から選べ。

- 1 送信局は、一部の業務及び発射の種別に関して無線通信規則に定める帯域外発射の許容し得る最大電力レベルに従わなければならない。
- 2 受信局は、関係の発射の種別に適した技術特性を有する装置を使用するものとする。特に選択度特性は、発射の周波数帯幅に関する無線通信規則(第S3.9号)の規定に留意して、適当なものを採用するものとする。
- 3 主管庁は、すべての無線局についてスペクトルの効率的な使用に適する周波数帯幅拡散技術が使用されるよう努力しなければならない。
- 4 送信局は、周波数許容偏差及び不要発射レベルを技術の現状及び業務の性質によって可能な最小の値に維持するよう努力するものとする。
- 5 発射の周波数帯幅は、スペクトルを最も効率的に使用し得るようなものでなければならない。このためには、一般的には、周波数帯幅を技術の現状及び業務の性質によつて可能な最小の値に維持することが必要である。

A - 19 次の記述は、許可書について国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

送信局は、その属する国の政府が適当な様式で、かつ、この規則に従って発給する許可書がなければ、個人又はいかなる団体においても、□Aことができない。ただし、無線通信規則に定める例外の場合を除く。

許可書を有する者は、□Bに従い、□Cを守ることがを要する。更に許可書には、局が受信機を有する場合には、受信することを許可された無線通信以外の通信の傍受を禁止すること及びこのような通信を偶然に受信した場合には、これを再生し、第三者に通知し、又はいかなる目的にも使用してはならず、その存在さえも漏らしてはならないことを明示又は参照の方法により記載していなければならない。

	A	B	C
1	設置し、又は運用する	憲章及び条約の関連規定	電気通信の秘密
2	設置し、又は運用する	その属する国の法令	無線通信規則の規定
3	運用する	憲章及び条約の関連規定	無線通信規則の規定
4	運用する	その属する国の法令	電気通信の秘密

A - 20 次の記述は、アマチュア業務について国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の規定に沿って述べたものである。
 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則のすべての一般規定は、アマチュア局に適用する。特に周波数の発射は、この種の局について A が許す限り B のないものでなければならない。

アマチュア局は、その伝送中 C 自局の呼出符号を伝送しなければならない。

A	B	C
1 送信装置の特性	安定でスプリアス発射	必要により随時
2 送信装置の特性	狭帯域で変動	短い間隔で
3 無線設備の保守状況	スプリアス発射	30分ごとに
4 技術開発の状況	狭帯域で変動	30分ごとに
5 技術開発の状況	安定でスプリアス発射	短い間隔で

B - 1 次の記述は、電波利用料について電波法の規定に沿って述べたものである。 内に入れるべき字句を下の番号から選べ。
 ただし、 内の同じ記号は、同じ字句を示す。

アマチュア局の免許人は、電波利用料として、無線局の免許の日から起算して ア 以内及びその後毎年その免許の日に応当する日（応当する日がない場合は、その翌日。以下「応当日」という。）から起算して ア 以内に、当該無線局の免許の日又は応当日から始まる各1年の期間について、年額 イ を国に納めなければならない。

「電波利用料」とは、次に掲げる事務その他の電波の適正な利用の確保に関し総務大臣が無線局全体の受益を直接の目的として行う ウ に要する費用の財源に充てるために免許人が負担すべき金銭をいう。

- (1) 電波の監視及び エ 並びに不法に開設された無線局の オ
- (2) 総合無線局管理ファイルの作成及び管理
- (3) 電波のより能率的な利用に資する技術を用いた無線設備について無線設備の技術基準を定めるために行う試験及びその結果の分析
- (4) 特定周波数変更対策業務

1 施設の整備	2 検査	3 規正	4 1,000円	5 500円
6 事務の処理	7 探査	8 周波数資源の開発	9 3箇月	10 30日

B - 2 次の記述は、「空中線の利得」の定義について電波法施行規則の規定に沿って述べたものである。 内に入れるべき字句を下の番号から選べ。ただし、 内の同じ記号は、同じ字句を示す。

「空中線の利得」とは、 ア 空中線の イ に供給される電力に対する、 ア 方向において、同一の距離で同一の ウ を生ずるために、 エ の イ で必要とする電力の オ をいう。この場合において、別段の定めがないときは、空中線の利得を表す数値は、主輻射の方向における利得を示す。

1 給電線	2 既定の	3 効果	4 与えられた	5 基準空中線
6 入力部	7 利得	8 電界	9 指向性空中線	10 比

B - 3 次のアからオまでに掲げる無線電信通信に使用するQ符号とその意義との組合せが、無線局運用規則の規定に照らし対応しているものを1、対応していないものを2として解答せよ。

Q符号	意義
ア QRI?	こちらの発射の音調は、どうですか。
イ QRN?	こちらの伝送は、混信を受けていますか。
ウ QRP?	こちらは、送信機の電力を減少しましょうか。
エ QRZ?	そちらは、通信中ですか。
オ QSD?	そちらは、空電に妨げられていますか。

B - 4 次に掲げる書類のうち、電波法及び電波法施行規則の規定によりアマチュア局（人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局を除く。）に備え付けておかなければならない書類に該当するものを1、該当しないものを2として解答せよ。

- ア 無線検査簿
- イ アマチュア局の局名録
- ウ 免許状
- エ 国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則
- オ 無線設備の設置場所の変更申請書の添付書類の写し

B - 5 次の記述は、混信について国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。ただし、□内の同じ記号は、同じ字句を示す。

すべての局は、□ア、過剰な信号の伝送、虚偽の又は紛らわしい信号の伝送、識別表示のない信号の伝送を禁止する（第S19条（局の識別）に定める例外を除く。）

送信局は、□イを満足に行うため必要な最小限の電力で輻射する。

混信を避けるために

- (1) 送信局の位置及び□ウ可能な場合には、□エの位置は、特に注意して選定しなければならない。
- (2) 不要な方向への輻射又は不要な方向からの受信は、□ウ可能な場合には、□オのアンテナの利点をできる限り利用して、最小にしなければならない。

- | | | | | |
|---------|-----------|--------|-------|---------|
| 1 信号の識別 | 2 業務の性質上 | 3 指向性 | 4 空中線 | 5 業務 |
| 6 不要な伝送 | 7 暗語による伝送 | 8 無指向性 | 9 受信局 | 10 技術的に |